

明監報第25号

財政援助団体等（明石市立図書館・明石市立西部図書館指定管理者）

監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成28年(2016年)12月27日

明石市監査委員	林	郁	朗		
同	星	川	啓	明	
同	松	井	久	美	子
同	楠	本	美	紀	

## 財政援助団体等（明石市立図書館・明石市立西部図書館指定管理者）監査の結果について

### I 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
TRC・長谷工・神戸新聞グループ	明石市立図書館・明石市立西部図書館	教育委員会事務局 青少年教育課

### II 監査の期間

平成28年11月9日から平成28年12月27日まで

### III 監査の範囲

主として、平成27年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

### IV 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、関係書類の調査確認を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法により、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、監査を実施した。

### V 指定管理者等の概要

#### 1 明石市立図書館・明石市立西部図書館

(1) 指定管理者 TRC・長谷工・神戸新聞グループ

(2) 指定管理者が行う業務

① 明石市立図書館条例第1条の設置目的を達成するための事業に関すること

② 明石市立図書館及び明石市立西部図書館（以下「市立図書館等」という。）の利用及びその制限に関すること

③ 明石市立西部図書館の会議室及び研修室（以下「会議室等」という。）の使用許可に関すること

- ④ 会議室等の使用料の徴収及び還付に関すること
  - ⑤ 市立図書館等の維持管理に関すること
  - ⑥ 上記に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務
- (3) 平成27年度指定管理料 315,310,400円
- (4) 指定期間 平成27年4月1日から平成34年3月31日まで

## VI 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。